

G I G Aスクール構想に対応する子どもの健康管理 などを求める意見書

急速にG I G Aスクール構想が進んでおり、全ての小中学校に、無線LANの設備と児童・生徒1人1台のタブレット端末が導入され、学校教育が大きく変わろうとしています。

今後、新型コロナウイルス感染症拡大による休校などのリスクも考えられる中で、オンライン教育などICTを利用する教育に大きな期待が寄せられています。

一方で、いかなる場合にも大きな変化はメリットばかりではなくデメリットもあり、すでに、スマホなどのICT機器の使用で、子どもたちの視力低下や難聴傾向が進んでいます。

さらには、学校への無線LANとタブレットの導入で、電磁波過敏症の発症リスクが高まるとされ、子どもたちの健康への影響も心配されています。

ICTが先行している諸外国では、子どもの学力の低下さえ指摘され、対面教育の大切さも指摘されています。(経済協力開発機構平成24年「OECD生徒の学習到達度調査」など)

一方で、「学習能力の向上にむけ、健康的で快適な学習環境」のための「学校環境衛生基準」も、G I G Aスクール構想に対応した改定は行われていません。

大人には「情報機器作業における労働安全衛生管理のガイドライン」もあり、安全と健康の対策はありますが、現状では子どもに対して何の配慮もない状態のままG I G Aスクール構想が進もうとしています。

よって、政府及び国会におかれましては、公教育の場では、すべての子どもたちが安心安全な環境で学ぶ権利があることから、早急に、次の内容を実現されるよう求めます。

- 1 G I G Aスクール構想に対応する、子どもの安心安全な健康管理について、予防原則に基づいて整備すること。
- 2 「学習能力の向上にむけ、健康的で快適な学習環境」のための「学校

環境衛生基準」について、G I G Aスクール構想に対応した改定を早急に行うこと。

3 教育の基本は人と人との関係であり、対面教育を基本とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年3月22日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて